

「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の手引き

1 相続人代表者について（市民税・固定資産税等）

相続人代表者は、相続人の中から、**被相続人（亡くなられた方）**にかかる市税等の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として指定いただくものです。

この指定に基づき、市からの税に関する書類をお送りいたします。

2 現所有者について（固定資産税のみ）

(1) 現所有者とは

ア 登記簿等に登録されている土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、法定相続人（遺言や遺産分割協議により土地・家屋を所有することとなる方が確定している場合はその方）を現所有者といい、相続登記等が完了する年まで固定資産税・都市計画税を課税することになります。

イ 指定された「現所有者の代表者」の方に固定資産税等の納税通知書等の書類をお送りいたします。

(2) 申告の期限等について

土地・家屋の登記簿等に登録された所有者の方が亡くなった際、相続人等が現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内となっています。

相続権を有するすべての方と御協議をいただき、記入・申告してください。

(3) 添付書類について

ア すべての方に御提出いただく書類

(ア) 被相続人の戸籍の全部事項証明（謄本）の写し

登記簿等に登録されている所有者の死亡の事実や被相続人と相続人の関係を確認するために御提出いただくものです。

（被相続人の出生から死亡までの状況がわかるもの：銀行預金の払い戻しなどに使用したものでかまいません。）

(イ) 相続人・現所有者の代表者の方の住民票の写し

代表者の現住所を確認するために御提出いただくものです。**（綾瀬市内に住所がある方は省略できます。）**

イ 該当する場合に御提出いただく書類

(ア) 公正証書遺言等の写し

法定相続人以外の方への遺贈がある場合は必ず御提出ください。

(イ) 遺産分割協議書の写し

遺産分割協議書を作成されている場合に御提出ください。

(ウ) 相続放棄申述受理証明書の写し

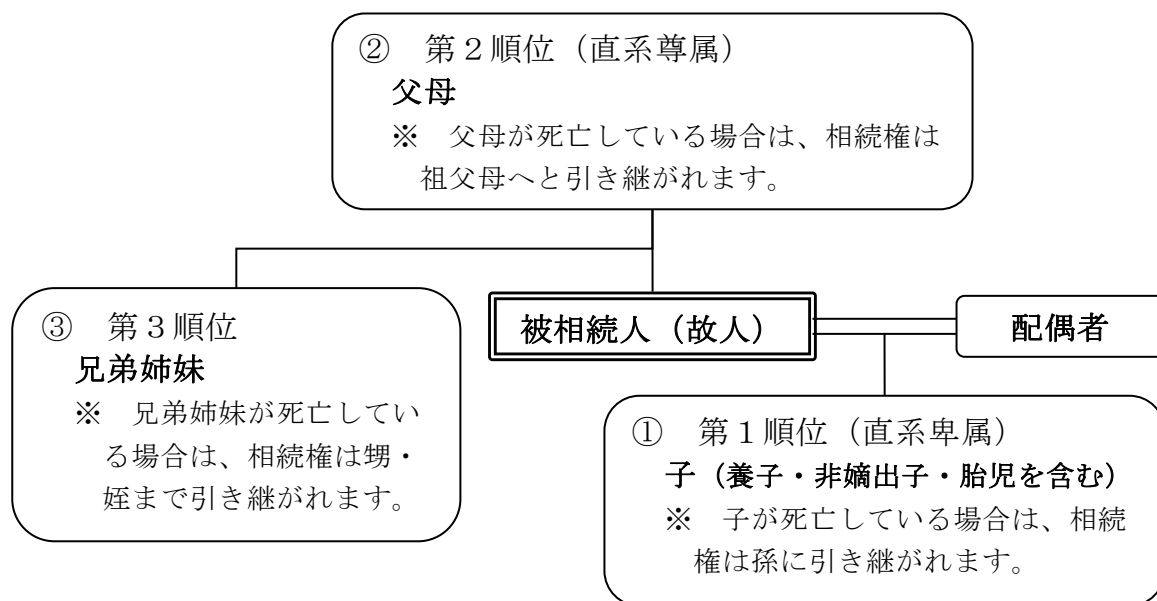
相続人の中に、相続放棄された方がいる場合に御提出ください。

(エ) 相続の限定承認申述受理証明書の写し

相続人全員で相続の限定承認をされた場合に御提出ください。

(4) 相続人とは

配偶者は常に相続人となり、その他の相続順位は、次のとおりとなります。



※ 第1順位の子がいる場合、それより順位の低い父母や兄弟姉妹は相続人になりません。ただし、上位順位者が相続放棄をした場合など特殊な事情がある場合は除きます。

(5) 相続等による所有権移転登記について

登記は不動産登記法第3条に基づき「権利の保存」のために手続きを行うものです。このため、登記をしないと自分が土地・家屋の権利者であることを主張できません。また、登記をせずに現在の相続人が亡くなった場合、相続人が増え、登記が困難になっていきますので、早めに登記するようにしましょう。

なお、未登記家屋がある場合は、課税課まで届出が必要となります。

お問い合わせ先

綾瀬市役所 課税課 資産税担当

電話 0467-70-5626 (直通)